

# NORMA

2025  
12  
DECEMBER

社協情報 ノーマ No. 392

## 特集 身寄りのない高齢者等への支援に社協が取り組む意義 〈p.2〉

事例1 地域共生社会の実現に向けた身寄りのない高齢者への支援  
～あらおエンディングサポートの取り組み～

熊本県・荒尾市社会福祉協議会

事例2 身寄りを頼ることができない方への支援  
「結サポート～くらし安心事業～」

愛知県・豊田市社会福祉協議会

## ● 社協活動最前線 〈p.6〉

主体的な住民の話し合いによる地域づくりを支える社協の取り組み

栃木県・上三川町社会福祉協議会

## ● 住民主体の地域づくり【第6回】 〈p.8〉

住民の声からはじめる地域の居場所づくり ～大阪市港区社協①～

大阪府・大阪市港区社会福祉協議会

佛教大学 准教授 金田 喜弘氏

## ● 気づいて変わる ～社協の職場づくり【第7回】 〈p.10〉

ご褒美以上のセルフケアを実践しよう ①

福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子氏

## ● 仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう 〈p.11〉

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する  
これまでの議論のまとめ」が公表されました

（障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会）

## ● 紹介します、地域の居場所【第7回】 〈p.12〉

地域共生型の多機能拠点「五福の家 ～想いつながる みんなの居場所～」

福岡県・福岡市社会福祉協議会



# 身寄りのない高齢者等への支援に 社協が取り組む意義



近年、高齢化の進展や核家族化を背景に、高齢者の単独世帯が増加しており、身寄りのない人や親族に頼れない(頼りたくない)人の増加が見込まれる。これにともない病院の入退院時や施設の入退所時の支援、葬儀や家財処分等の死後事務に関する課題が顕在化している。

令和7年5月28日に公表された「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめでは、身寄りのない高齢者等への支援に関する課題への対応について、新たな事業の創設が提案され、社会保障審議会の福祉部会において議論が進められている。

一方、身寄りのない高齢者等を地域で支えるためには、行政はもちろん、単独の事業や支援機関だけでなく、住民や幅広い地域の関係者が連携することが必要であり、今後、地域のニーズに即して、社協ならではのネットワークを活かした取り組みを進めていくことが求められている。

本特集では、身寄りのない高齢者等への支援についてふたつの事例を取り上げ、社協として取り組む意義を考えるとともに、先行実践におけるさまざまな工夫や見えてきた課題等を紹介する。

## 事例 1

### 地域共生社会の実現に向けた身寄りのない高齢者への支援 ～あらおエンディングサポートの取り組み～

熊本県・荒尾市社会福祉協議会

#### 事業実施のきっかけ

##### ～権利擁護支援を紡いで～

荒尾市社会福祉協議会(以下、市社協)では、平成29年より法人後見事業を実施しており、そのなかで被後見人Yさんへ行った支援が、終活支援事業である「あらおエンディングサポート」実施のきっかけとなった。

Yさんは市内に独居する80代女性で、二人の娘が小学校就学前に協議離婚が成立、以後再婚はせずに娘と会うことなくひとりで暮らしてきた。

後になって、成人した次女が実母であるYさんに関心をもち、探し当てて交流するようになった。その際にYさんに認知症の傾向がみられたことから次女が地域包括支援センター(以下、包括)に相談を寄せた。ところが、包括が介入する直前に「母から暴言を受けた」として次女は一切の関わりを拒否するようになってしまった。

その後、介護保険サービスの利用にあたって支援の必要性を感じた包括および担当介護支援専門員より、市社協の成年後見センターに相談が寄せられ、日常生活自立支援事業による支援を開始した。市社協が支援を開始した時点でYさんは末期の肺がんの診断を受けており、進行する認知症と肺がんに対して終末期を見すえた支援を展開することになった。

当初は「私はひとりでいい!」と気丈に振る舞っていたYさんだったが、病状が進行していくなかで本当の思いを

市社協含む支援者チームに話す機会が増えてきた。

「私が死んだら娘にお金を渡してほしい、ごめんねと伝えて欲しい」

「本当は娘に会いたいけど、私には会う資格がない」

「私が死んだら〇〇山の納骨堂で先に眠る妹と一緒に眠りたい」

こうしたYさんの意思を実現するためには日常生活自立支援事業では限界を感じたためYさんとも相談し、市社協が市より受託する中核機関として成年後見制度の申立支援を行い、市長申立を実施。市社協がYさんの成年後見人として選任され引き続き支援を行った。

成年後見人に就任したことにより閲覧が可能となった事件記録において、長女、次女の連絡先が判明した。これにより二人の娘に対し、本人が娘たちに申し訳なかったと思っていることや会いたいと思っていること、ケースカンファレンスを重ねたなかでとりまとめた支援者チームの意見を市社協が連絡し続けた。その結果、二人の娘から支援者チームの立ち会いを条件としてYさんとの面会を行っていただけることになった。

しかし、面会予定日の前日、自宅で療養していたYさんの容体が急変。娘たちの到着後ほどなくしてYさんは自宅で静かに息を引き取った。

面会の予定が急遽看取りとなったことで、娘たちには戸惑いもみられたが、支援者チームから伝えられたYさんの生前の思いや様子に涙を浮かべる場面もみられた。後日、

娘たちから母の最期を看取れたことに対する感謝と〇〇山の納骨堂に無事納骨が完了したことを知らせる手紙が届いた。Yさんにとって最後の場面にはなったが親子関係の再構築を図ることができたのではないかと支援者チームでは振り返った。

Yさんの事例を通じて、市社協にはYさんの意思実現に向けた支援を行うことができた安堵感と同時に次のような疑問が生じた。

Yさんは成年後見制度の対象となり、市社協が受任したことによって意思を実現することができたが、成年後見制度の対象とならない身寄りのない高齢者等は、誰にその意思を託せばよいのか。そもそも権利擁護は「判断能力が低下している人」や「権利侵害を受けている人」だけのものなのか。

こうした視点のもと、市社協では「死後の不安を軽減することで生きている今を幸せに過ごしていただくことも権利擁護のあり方ではないか」と考え、令和5年10月から身寄りのない高齢者等に向けて「あらおエンディングサポート」を開始した。

## あらおエンディングサポートの事業内容 ～ふだんの関わりから～

本事業は、市社協と利用者で死後事務委任契約を取り交わし、支援計画に基づいたサービス（死後事務）を提供する。利用者が元気に過ごされている期間は、「定期連絡サービス」として、最低でも6か月に1回の訪問や、月1回の電話連絡を行い、安否確認や契約時の支援計画に変更がないか意向を確認する。

利用者が亡くなった後は、「預託金によるサービス」として、「葬儀、火葬、納骨等の実施」、「官公庁等での手続き」、「公共サービスに関する手続き」、「残存家財の処分」、「賃貸借物件の明け渡しにともなう諸手続き」等を行う。

本事業の対象者は、「配偶者、子・孫がいない方」、「荒尾市に居住する70歳以上の方」、「明確な契約能力を有する方」、「生活保護を受給していない方」、「家事、民事、刑事、商事等の紛争ないし争訟のない方、また、将来的にそれらの可能性が認められない方」、「預託金を納めることができる方」の条件を原則すべて満たす方としている。

費用は、「契約時費用」および「年間利用料」、「預託金」としている。「預託金」の内訳は、「業務執行手数料」および「葬儀・火葬・納骨費用」、「死亡後に未払いとなる水道光熱費、医療費等」、「残存家財処分費用」等である。

## 社協が身寄りのない高齢者等の課題に取り組む理由 ～社協の存在意義～

社協には日常生活自立支援事業や法人後見事業、市町村によっては中核機関の受託等、権利擁護に関する事業が集約されている。社協が終活支援等を通じて身寄りのない高齢者等に早期のタイミングで関わり、本人の意思

をくみ取り伴走することによって、適切な時期での権利擁護支援のための介入、判断能力低下後の支援方針や死後事務等に関して、より本人の意思を反映した支援の展開が期待できる。また、社協がもつ地域のネットワークを本人支援にきめ細やかに活用できる点も社協がこの問題に取り組む利点である。

身寄りのない高齢者等の課題は社会としての課題ともなるなか、社協に寄せられる期待と責任は大きい。「地域福祉推進の旗振り役」として地域住民や多様な団体とともにこの問題に挑むことは、社協が地域に存在する意義のひとつとなり得るのではないかと感じている。

## 現在の課題と今後の展望 ～地域共生社会の実現に向けて～

令和7年10月現在、4名があらおエンディングサポートに登録中で最年少の利用者は70歳前後である。現在の平均寿命から考えると約20年市社協が伴走することになるため、実際に死後事務を行う時点で現担当者の退職や異動は避けられない状況にある。担当者が変更しても本人が望む死後事務を確実に実行できるよう、引継ぎ方法やツールの検討をどのように行っていくかが現時点の課題である。

また、身寄りのない高齢者等の支援に対して「地域の力」をいかに活用するかについても課題ととらえ、関係機関と協議を行っている。

地域の福祉系大学と現在検討中の取り組みが「学生ボランティアによる傾聴」である。本人生存中の支援の一部（傾聴や面談）を、福祉職を志す学生ボランティアが担うことで、ソーシャルワークの実践的理解を得ることができる。同時に、あらおエンディングサポートの利用者は「権利擁護支援を受ける利用者」ではなく、その環境にある当事者だからこそ務めることができる「福祉人材の育成者」という役割の創出ができるのではないかと考える。

「身寄りのない高齢者等」×「福祉職を志す学生」  
＝「受け手・支え手を越えた地域共生社会の実現」

今後も「地域共生社会の実現」の視点のもと、地域住民や多様な団体とともに身寄りのない高齢者等の支援に向けた取り組みを推進していきたい。



「あらおエンディングサポート」を担当する  
成年後見センターのスタッフ

## 事業実施の経緯

豊田市は、全国有数の自動車関連の産業都市として発展してきた。かつては拳母町こぶちやうだったが、1951年に市制移行により拳母市となり、1959年に豊田市に改称している。1940年代から就労を機に当地で暮らし始める市民が多くおり、現在では、そうした市民の高齢化や代替わりが進んでいる。

人口は、2019年に422,330人まで増え続けていたが、それ以降、減少に転じている（2025年9月1日現在414,512人）。一方、65歳以上の人口割合（高齢化率）は年々上昇しており、なかでも、85歳以上の高齢者は2022年を基準にすると、2030年までに約1.4倍、2040年までに約1.9倍に急増する見込みになっている。

そのような状況により、家族などの身寄りを頼ることが難しくなり、入退院・入退所時の手続きや死後の対応等に不安を抱える市民の増加が考えられる。

こうした背景から、豊田市は「身寄りを頼ることができない方への支援の必要性」について、実態の把握と検討を開始した。

本市は2024年、2025年度が第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定期間であり、それに合わせ実態把握を行うべく、2024年9月に市民アンケート（18歳以上4,000人を無作為抽出）を実施した。このアンケートにおいては、「万が一（緊急入院など）何かあった時に頼れる人はいますか」との問いを設けた。結果、市民の3.8%が「いない」と回答したのである。この3.8%を、豊田市の高齢者人口103,932人（2025年1月1日）から実数に換算すると、3,949人が身寄りを頼ることができない状況と想定される結果となった。

市社協では、2024年10月～12月にかけて、第3次計画に向けたワークショップ「『孤独・孤立対策』身寄りを頼ることができない方への支援」を3回開催。弁護士や司法書士、社会福祉士、地域包括支援センター、ケアマネジャー、障害者相談支援事業所、葬儀会社、金融機関、障害当事者、高齢者クラブ、障害のある方の親の会など、参加者は延べ214人となり、具体的な課題の共有と対応策を検討した。

このように対話を積み重ねて地域連携のプロセスを進めるなかで、豊田市社会福祉協議会（以下、市社協）における身寄りに関する支援事業として「結（ゆい）サポート～くらし安心事業～」が生まれたのである。

なお、このワークショップでは、熊田均弁護士（熊田法律事務所）や野田智子氏（江南厚生病院）に講師として、死後事務における法務省の動向や病院や施設が求める身元保証機能の情報提供、身寄りを頼ることができない方への課題認識を地域で統一する必要性について助言いただいている。

## 結（ゆい）サポート～くらし安心事業～

結サポート～くらし安心事業～は、市社協の地域福祉活動計画策定委員会の委員長である同志社大学 永田祐教授からも助言をいただいております、その助言に基づき「市民や多様な主体とともにつくる」を理念としている。市社協と行政が連携の中心になりながら、福祉や医療の支援機関、弁護士や司法書士、金融機関、生活協同組合、葬儀会社、市民などとの官民連携・多機関協働により、日常生活支援、入退院・入退所支援、死後事務支援を実施する仕組みである。

### ①日常生活支援（2025年10月～）

意思決定フォロー講座（市社協開催）を修了した市民ボランティアが、月1回電話での安否確認と、3か月に1回自宅等を訪問し、意思決定支援を行うものである。契約時に本人にエンディングノートを作成していただいているが、契約者の意思は変わったり、揺らいだりすることから、定期的に訪問しながら本人の意思決定をゆるやかに支持していくことを大切にしている。

### ②入退院・入退所時支援（2025年4月～）

地域の社会福祉法人に夜間・休日などの連絡先を担っていただいている。夜間・休日を含め支援者の本来の役割ではない緊急的な付き添いや同行などを発生させないように「親族がいるか、いないかの情報」と「かかりつけ医（お薬手帳含む）情報」のみをお伝えしている。これは、「緊急連絡先ゼロプロジェクト」と名づけており、担っていただく社会福祉法人に負担をかけないためでもある。この取り組みにより、関係機関や支援者にも理解が広がることで、ゆくゆくは地域の理解の浸透にもつながっていくと考えている。

また、入院・入所時に必要となる物品等の準備は、地元の生活協同組合やシルバー人材センターと連携している。着替えや歯ブラシなど必要な物品等を生活協同組合が準備し、シルバー人材センターの会員が病院や施設に届けるという仕組みである。シルバー人材センターには、契約者が入院した際の自宅の管理として、電気の始末や期限切れの食品の廃棄なども依頼している。

支払いは地元の信用金庫と連携し進めている。福岡県大川市での取り組みを採用したスキームであり、契約者が入院した際、病院から市社協に請求書が届き、市社協から信用金庫に振り込み依頼をすることで、契約者の通帳から入院費などの支払いを行うことが可能となる。

また、治療に関する説明に意思決定フォローが必要に応じて同席し、本人の意思決定を支援している。

### ③死後事務支援（2026年1月～）

弁護士や司法書士といった司法関係者をコーディネートし、司法関係者と契約者が死後事務委任契約を締結する。また、必要に応じて公正証書遺言を作成することになっている。

現在、葬儀会社（市内5事業者）や家財処分業者と市社協とで低価格で統一的な料金設定を協議しており、資力のない方への対応も進めている。

### 社協が行うことの意義

身寄りのない高齢者等への支援は、住民や他分野のさまざまなアクター（多様な主体）との連携・協働が必要であり、協議体としての社協の強みを活かすことができる。

また、具体的な個別支援において住民や多分野のさまざまなアクターが関わることで、協働関係がさらに深まり、地域づくりにつながっていくことが期待される。

この点は、2025年に策定された「社会福祉協議会 基本要項2025」に新たに追加された「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」や、改定された「連携・協働の原則」に通じるところである。

### 今後の展望

結サポート～くらし安心事業～について、利用者からは「民間でありつつ公的な要素をもつ社協だと安心」といった声をいただいている。

しかし、当然ながら全ての課題が解決されるわけではない。ワークショップでは「ペットがいるから入院できない」「入居時に身元保証や緊急連絡先を求められる」と

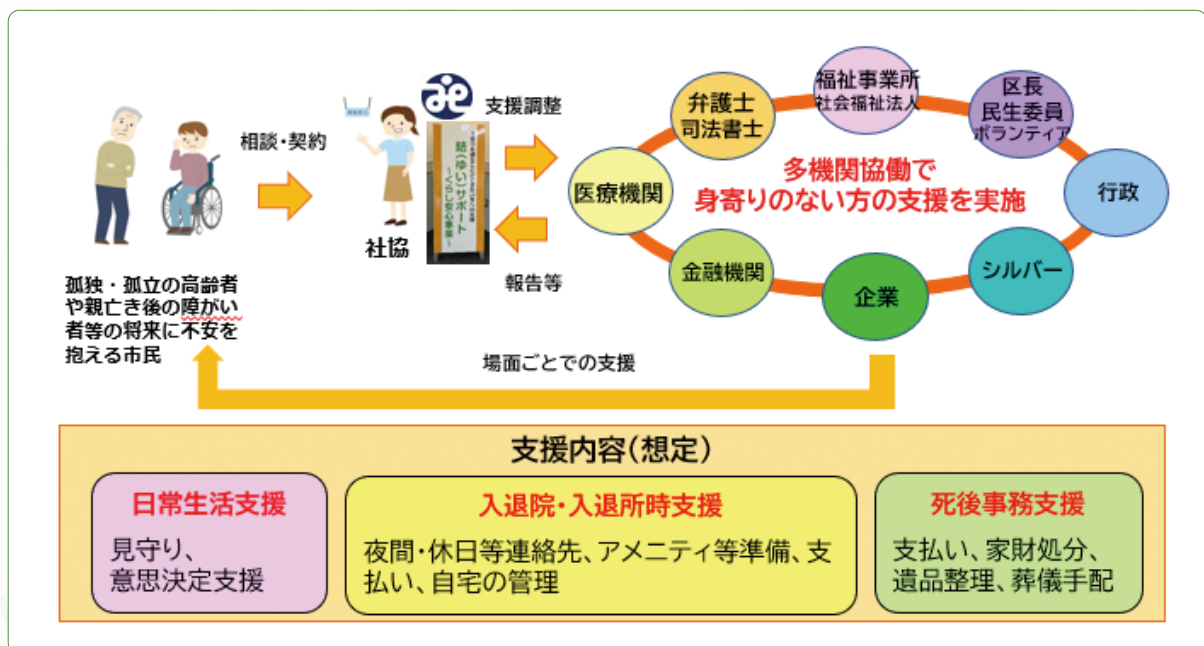
いった課題も出ているため、今後さらに「地域連携ネットワーク」の幅を拡げ、多くの企業や団体と連携して取り組んでいく必要がある。

また、「身寄りを頼ることができない方への支援」を行うことで、家族・親族や支援者・関係機関が「身寄りの代替」という認識をしてしまい、「つながりが切れ、孤立化の促進になるのでは」との指摘もある。この点については、地域のなかで家族・親族以外の身寄りを得られる仕組みづくりについて、「NPO法人やどかりプラス」の芝田淳理事長から「身寄る」という言葉の意味とともに、具体的な取り組みのヒントをいただいた。市社協においても、本人にとってよりよい家族・親族とのつながりを継続していく方法や、利用者同士の互助会に加え、そこに意思決定フォロワーにも関わっていただく「身寄りを得られる仕組みの構築」を検討していきたい。

引き続き、身寄りを頼ることができない方も含め、「ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、安心して暮らすことのできるまち をつくる」をめざしていきたい。



ワークショップ「“孤独・孤立対策”身寄りを頼ることができない方への支援」の様子



身寄りを頼ることができない方への支援「結サポート～くらし安心事業～」の全体図

## 主体的な住民の話し合いによる地域づくりを支える社協の取り組み

### 栃木県・上三川町社会福祉協議会



上三川町は、創作折り紙を世界に広めた吉澤章氏の出身地として、文化の香る「ORIGAMIのまち」を掲げている

上三川町社協では、住民が主体的につながりをもって暮らせる地域づくりを進めるため、「くろねえ事業」を展開している。個別の困りごとを地域全体の課題ととらえ、解決に向けて住民が話し合う取り組みを支援してきた。長年にわたり地域の力を育んできた上三川町社協に、「くろねえ事業」についてお話をうかがった。

#### 社協データ

(2025年10月1日現在)

【職員数】 18名 (正規職員12名、非正規職員6名)

#### 【主な事業】

- 地域ネットワーク構築「くろねえ事業」
- 地域の安全見守り隊の推進・機動部隊の整備
- 地域包括支援センターの委託
- 地区社会福祉協議会への支援
- 福祉教育出前講座
- 介護予防事業
- 救急医療情報キット配付事業
- 中学生・高校生サマースクール
- 認知症サポーター養成講座
- ボランティアセンターの運営
- いきいきサロン・ミニサロンの組織化・運営支援
- ふれあい健康福祉まつり

### 地域に働きかけながら、 少しずつ形を変えてきたくろねえ事業

上三川町社会福祉協議会(以下、町社協)は、住民が主体的につながりをもって暮らせる地域づくりを行うことを目的に、平成20年度より「くろねえ事業」を開始した。「くろねえ」とは、この地方の方言で、「大丈夫、心配ない」という意味。事業開始当初は、研修会を通じた啓発活動や、住民同士の支え合いのボランティアである「くろねっとさん」の養成等を実施し、支え合いの地域づくりの重要性を広めていった。その後もくろねっとさんの活動報告会や地域座談会等、さまざまな活動を展開し、地域に働きかけていった。相談支援係(地域包括支援センター)主査の菅谷氏は当時についてこう語る。「くろねえ事業の活動や、町社協の受託する地域包括支援センターの相談業務等を通じて、地域のなかのさまざまな潜在的なニーズが掘り起こされました。一方で、地域の課題とその解決方法を住民同士が話し合う場も必要だと感じていました。実際に事業に参加していた住民からも、『一部の人だけの活動になっており、地域全体の取り組みにしなければ活動は広がらないのではないか』という声も出てきていたのです」

そこで、平成29年より、住民が地域生活課題に関心をもち、支え合いの仕組みづくりに向けた検討ができるよう、地区ごとに協議を重ねてきた。総務企画係長の天谷氏は「くろねえ事業の目的は、国が推進していた地域包括ケアシステムの構築とも重なっており、住民に伝えるうえで大きな後押しになりました」と話す。

現在は、小学校区ごとの協議の場である「くろねえ会議」と、自治会・班の圏域で個別の困りごとを話し合う「くろねえ個別会議」(以下、個別会議)を開催している。このように、くろねえ事業は長期にわたって地域に働きかけながら、少しずつ形を変えてきたのである。

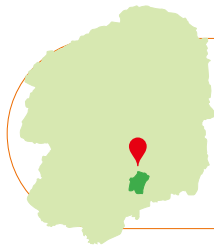
### 自分たちの町を自分たちの手で

くろねえ会議は、生活支援体制整備事業の第2層協議体として、年に2回開催されている。参加者は地区の民生委員・児童委員、自治会長、福祉協力員、支え合いに関心のある住民等さまざまであり、誰でも参加できる。会議では自らの地域について、困りごとや気になっていることを7~8人程度のグループで話し合い、支え合いの体制づくりや居場所等の創出へとつなげている。

また、くろねえ会議は、令和元年に各地区社協の事業として位置付けられた。この背景について、相談支援係(地域包括支援センター)係長の村山氏は、「町では小学校区ごとに地区社協が組織されていましたが、当時は行事中心の活動でした。地区社協をより一層活性化させ、もっと住民に身近なところで日常的に地域生活課題を解決できるようにしたいという思いがあり、住民とも話し合いながら、地区社協の事業としたのです」と語る。

一方、個別会議は地域ケア会議に位置づけられており、認知症高齢者等の見守りやゴミ出しが困難な高齢者への支援等、日々の生活のなかで困りごとを抱える人に対する支援や個別事例について、民生委員・児童委員、自治会長、班長、近隣住民等が随時集まり、話し合いや情報共有を行っている。個別会議で出た話はくろねえ会議で共有し、各地区の取り組みや個別事例への支援に活かしている。さらに、くろねえ会議で出された課題等は町主催の第1層協議体に報告し、町全体のルールづくりや取り組みの構築に活かされている。

これらの会議を通して実現した活動として、移動スーパーがある。これは、くろねえ会議で、移動販売について要望が多く出たことから、第1層協議体にも提案し、町全体の取り組みにつながったものである。また、スーパーマーケットを経営する株式会社カスミから行政に対して何か地域貢献



かみのかわまち  
**上三川町**  
(栃木県)

宇都宮市に隣接し、鬼怒川をはじめとする豊かな自然と活気あふれる産業が調和している。日産自動車(株)栃木工場を擁する工業地帯や、大型商業施設が集まる「インターパーク宇都宮南地区」など生活の利便性が高い一方で、肥沃な土地が広がり、かんぴょうやニラなど農作物の宝庫でもある。

【地域の状況】(2025年10月1日現在) ●人口/30,451人 ●世帯数/12,740世帯 ●高齢化率/23.6%

活動ができないかという話が持ち込まれていたこともあり、令和4年度、町社協、行政とカスミで「地域の見守りと買い物支援事業に関する協定」を締結し、「移動スーパー」が始まったのだ。住民の声から実現した移動スーパーは大盛況。販売車が来るまで、住民同士で会話に花を咲かせる姿も見られる。

さらに、「地域で困っている人に気づいたり、それを誰かに伝えたりするためには、日ごろから地域の人が顔を合わせる機会が必要だ」という意見がこれまでのくろねえ会議において多く寄せられていたことから、令和6年度には「地域の居場所」をテーマに話し合いを実施した。ある地区では、「移動スーパーの開催地である公民館で、買い物ついでに話ができたり、一緒にご飯を食べることができたりするとよい」というアイデアが出され、移動スーパーの時間帯に公民館でサロンが開かれることとなった。

このように、上三川町には自分たちの町を自分たちの手で変えていく力が育まれている。個別課題を地域全体の課題としてとらえ、その人を取り巻く環境ごと変えていく姿は、くろねえ会議と個別会議を両輪に、地域住民一人ひとりの声を燃料として、着実に住民主体の地域づくりが進められていることを表している。

常務理事兼事務局長の飯田氏は、「移動スーパーや地域住民の声によって実現した取り組みについて、『皆さんのおかげで実現したことです』『皆さんの声がかたちになりました』とお伝えしています」と話す。話し合いをするだけでなく、自分たちの声がかたちになった経験を通して、くろねえ会議が地域を変える力をもっていると実感できるようにすることが、次の活動を生み出す原動力になっているのだ。

**次世代へつなぐための一歩**  
～サマースクールとのコラボレーション～

町社協は、地域福祉やボランティア活動への関心を高めることを目的とし、平成3年度より中学生・高校生サマースクール事業を行っている。これまでは施設体験を中心としていたが、地域体験の機会を増やしていきたいという思いがあり、今年からくろねえ会議への参加をプログラムの一環として実施した。

このプログラムも、住民からの声がかきつけだった。くろねえ会議は誰でも参加できるものの、実際には高齢者が多い。そのため、高齢者には、困った時は近所で助け合おう

という意識が根づいている一方、若者の意識が低いのではないかという声があった。「今後、世代が変わっていくなかで、若い人たちにもっと地域のことを知ってもらいたい」という思いがこのプログラムの実現につながった。

中高生が実際に参加すると、会議はいつも以上に笑顔であふれたという。中高生からも新しい視点で地域に対する意見が積極的に出され、とても盛り上がった。この取り組みについて村山氏は語る。「中高生がくろねえ会議に参加しても、彼らが自ら行動したり、地域に目を向けたりするのは、もしかしたら何十年も先のこともかもしれません。それでも、その経験は将来きっと地域への関心や行動につながっていくと思います。まずは参加してもらい、ともに地域について考えることは、とても意義のあることです」

**これからのくろねえ事業**

菅谷氏は「本当に少しずつだけれども、参加している人たちの意見が前向きに変わってきていると感じます。意見の食い違いも時には起こりますが、住民の皆さんが地域のことを考えてくれている姿を見ると、くろねえ事業はこの町にとって必要なものなのだと実感でき、やってきてよかったと思います」と話す。これまで長期にわたってさまざまな活動を通して住民主体の地域づくりを進めてきた町社協。今後は、くろねえ会議、個別会議を住民のみで行うことができるのではないかと期待を寄せている。「これまでの活動を通して、話し合いの土台作りが進められている上三川町だからこそ、自らの手で地域づくりを進めていけるようにこれからもサポートしていきたい」と村山氏は力強く語る。今後も地域住民の声を原動力に、さらに前進していく町社協の活躍に期待したい。



サマースクールのプログラムの一環で地域の中高生が「くろねえ会議」に参加した様子

# 住民主体の地域づくり

第6回

本連載では、全国の社協の取り組みをもとにコミュニティワークの展開プロセスとそこに携わる社協職員に必要な視点やポイントについて考えていきます。12月号、1月号は大阪府・大阪市港区社協の事例です。

## 住民の声からはじめる地域の居場所づくり ～大阪市港区社協①～

〈コーディネーター〉 佛教大学社会福祉学科 准教授 金田 喜弘氏  
〈事例提供〉 大阪府・大阪市港区社会福祉協議会 久保 祐一郎氏、岡田 唯奈氏  
〈企画協力〉 東京都・文京区社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会



今回の事例の  
キーワード

住民主体、ネットワーク、組織化

今回は、住民主体の活動の組織化、ネットワークの構築のポイントについて大阪市港区社協の事例をもとに、企画協力社協も交えて一緒に考えていきたいと思います。

### 事例概要

大阪市社会福祉協議会が策定する「大阪市地域福祉活動推進計画(第3期:令和6～8年度)」では、計画の基本目標の中心に“参加支援”を掲げ、居場所の立ちあげや継続支援を推進しています。大阪市港区社会福祉協議会(以下、港区社協)では、「第3期港区地域福祉活動計画(R5～8年度)」を策定しており、区内11地域において、住民が話し合いをもとに重点プロジェクトを定めて活動しています。

そのようななか、港区内のA地域では「子どもの居場所を立ちあげたい」という住民の声があがり、地域福祉コーディネーター\*から相談を受けました。これまでお寺を活用した居場所はあった一方で、住民活動の拠点であるB会館は利用者の多くが高齢者であり、若い世代にも利用してもらいたいという内容でした。

A地域の活動計画には会館を子どもたちが気軽に来られる場所にしたいという目標が盛り込まれており、地域福祉コーディネーターが地域の女性会やPTAなどに声をかけ、居場所づくりに向けた話し合いを重ねていきました。港区社協の担当者は、居場所をつくることだけが目的化しないよう、メンバーの思いや得意なことに注目し、実施する意義や将来めざしたい姿についてメンバー同士が話し合えるようにサポートしていきました。

また、港区内の活動者のネットワークである「こどもの居場所連絡会」への参加を促し、他地域で実施している取り組みや安全対策、予算確保などの情報提供と共有を行ってまいりました。A地域の活動計画の振り返り会の際には、子どもの居場所づくりの進捗についても共有し、今後地域において重点目標として取り組んでいくことを確認しました。その後もメンバーは話し合いを重ね、居場所活動のプレ実施としてポッチャ大会の開催を企画しました。ポッチャセットを地域でそろえるなど、住民が自分たちで準備し、地域内の多くの子どもが参加する大会となりました。

〈A地域の状況〉 人口:約12,000人、世帯数:約4,000世帯、高齢化率:約27%

※身近な地域の相談窓口として住民からの相談を受けたり、関係機関との連携等を行う。その窓口の担い手も住民自身であり、区社協の非常勤職員として活動している(大阪市港区では地域見守りコーディネーターという。市内24区ごとで配置状況・形態・名称などは異なる)。

### 住民の「やりたい」という思いをどう受け止めるか



事例では、住民からの声が活動のきっかけになっていました。コミュニティワークを進めるうえで、住民のやりたい思いをいかにキャッチするかが重要です。住民の思いを知るために工夫していることはありますか。



地域ごとの活動計画は、住民に呼びかけて話し合いの場に参加してもらい「これをやりたい」という思いを具体的に計画に落とし込んで策定していきます。やりたいことはさまざまにあるなかで、話し合いの場を通して改めて地域としての思いを聞き、地域全体と一緒にやっていく見直しなどを確認しながらともに進めていくことがポイントかと思います。



住民から声があがるのはうれしいですね。相談を受けた際に、その思いをどのようにとらえるかが大切ですが、そうした時に皆さんはどういったことを考えているのでしょうか。



地縁組織のメンバーからの相談であれば、そこで活動されているさまざまな住民の顔が浮かびます。まずはお話を聞きしてどのように活動を進めていくのか、そのプロセスを組み立てながら、活動される方はどのような思いなのかということを考えます。



「これをやりたい」という声をひろえることは素晴らしいと思いますが、誰とやっていくのか、その方



の周辺にいる関係者の方々がどう思われているのかについて聞き取っていかないとその次のアクションが起きないと思います。事例では、関係性ができているからこそ、計画を推進するという思いが住民に醸成され、こういった声が出てくるんだと感じました。



住民との関係性の構築は一朝一夕で生まれるものではありません。港区社協のなかで普段から工夫されていることはあるのでしょうか。



私たちは地域担当制を敷いており、担当者が地域の実践に関わり、活動されている住民と日々コミュニケーションをとっています。特に活動計画は住民が参加するワークショップを踏まえて策定しているため、そこで出された声を大切にしています。また、その活動をしたと思った経緯や理由、動き出す力がポイントだと考えています。今回の事例は、「どうして会館に子どもが集まらないのか」というところが出発点でした。その根底には子どもが会館を利用し、その経験をきっかけに地域への愛着や関心が生まれ、次世代の地域の担い手になってくれるのではないかと住民の思いがありました。



日々のコミュニケーションからワークショップに至るまで一貫して住民の声を大切にされているからこそ、計画を立てて終わりではなく、計画をベースにした住民への働きかけができていると感じました。



そうですね。活動計画を策定する際に都合よく「これをやりたい」という意見が出てくるわけではなく、日頃の活動での関わりのなかで、社協職員が住民の声をキャッチして、その思いを聞き取ったり対話をしていたからこそ、ワークショップでの話し合いにつながったということですね。コミュニティワーカーとして住民主体の取り組みを推進するために、当事者の思いを引き出す働きかけであると感じました。



(私の経験として) 地域に出向いていく際に見通しをもたておらず、住民の声を逃してしまうことがありました。住民の思いやエネルギーに触れることはありますが、それだけでは前に進まないのだと実感しています。



活動を進めるなかで、「何のためにこれをやっているのか」ということを私たちが意味づけすることも大切だと思っています。住民が活動の思いを話した時に、一つひとつの言葉をしっかりキャッチをして、住民が語った言葉で思いの整理をする、また共感や呼応することで住民自身が意義を再認識できるような働きかけが大切だと思います。

### 住民の主体的な活動を後押しするためのネットワークづくりを支援する



住民活動を後押しするためには、ひとりの思いだけで進めるのではなく、その思いを仲間や組織として共有したビジョンにしていくことも必要です。活動者のネットワークづくりについて工夫していることはありますか。



子どもの居場所については、区内で「こどもの居場所連絡会」を立ちあげ、活動団体が横につながって住民同士が相互に協力しながら地域全体で活動できるような工夫をしています。



この連絡会は港区社協が事務局を担っているのでしょうか。



連絡会の最初の立ちあげの際には事務局が中心となり進めていきましたが、構成団体から企画メンバーを募り、2回目以降からはそのメンバーが中心となって活動を進めています。居場所の立ちあげに際しては、港区社協にも色々な問い合わせがきますが、分からないことはどの団体においても共通しているので、社協を介した情報提供よりも、団体同士の情報共有というかたちでつながっていくことが大切だと考えています。



住民の声を細やかにひろいあげながら、ネットワークを作っていくというダイナミックな動きが印象的です。個別の活動への支援とネットワーク構築のための支援は車の両輪のようにセットで進めていくことがポイントだと思います。



### 《《《 今回のポイント 》》》

- 住民の思いや願いをどのように受けとめ、それを実現するためにどう行動するかがポイント
- 個の思いを面に展開していくための視点をもつことが重要
- 住民との日々の関係構築が具体的な実践の推進力となる
- 地域での広がりを作るために個々の活動団体・活動者をつなぎ、ネットワーク化を図ることもコミュニティワーカーの役割



### 次号予告

次号では、港区社協の事例をもとに、住民とともに作りあげていくコミュニティワークのあり方について考えます。

# 気づいて 変わる

## ～社協の職場づくり

社協の活動・事業の広がりや、ニーズの複雑化・多様化のなか、一人ひとりの職員が心の健康を維持しながら力を発揮できるような職場づくりがますます重要になっています。そこで、福島県立医科大学特任准教授の八木亜紀子氏のご寄稿により、職場におけるコミュニケーションやハラスメント、メンタルヘルス対策等についてお伝えしていきます。

### 第7回 ご褒美以上のセルフケアを実践しよう ①

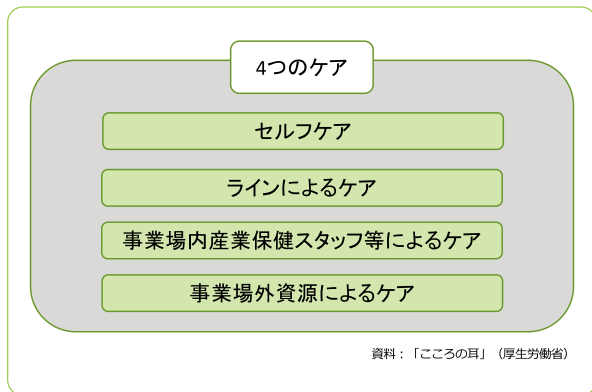
福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子

博士（医療福祉ジャーナリズム学）、福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター、アアライ株式会社

#### 》》 働く人の「4つのケア」

厚生労働省は労働者の心の健康の保持増進のための指針で、「4つのケア」を提唱しています<sup>1</sup>。働く人のメンタルヘルスを4本柱で支えよう、というもので、労働者が自分で行う「セルフケア」、上司が部下をケアする「ラインによるケア」、産業医や保健師、人事労政部門が担う「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、近隣の医療機関などによる「事業場外資源によるケア」があります。

ここで注目したいのが、「セルフケア」がほかのケアと同列に置かれている点です。セルフケア、と聞くと、つい、自分へのご褒美、つまり気が向いたときにたまにやるもの、というイメージをもたれがちですが、ここでは定期的かつ戦略的に実践するものとして位置づけられています。セルフケアは、社会で働き続けるためのサバイバルスキルといえます。



#### 》》 セルフケアのポイント

セルフケアでは、①ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解 ②ストレスチェックなどを活用したストレス

への気付き ③ストレスへの対処が求められます。

① ゴムまりをギュッと押すと、ゴムまりは一旦凹みますが、また元の形に戻ります。この、ゴムまりにかかる圧力をストレス要因（ストレッサー）、ゴムまりが元の形に戻る際に起きるさまざまな作用をストレス反応と呼びます。日常で「ストレス」という言葉を使うとき、仕事のプレッシャーなどのストレス要因と気分の落ち込みなどのストレス反応を区別せずに使うことが一般的です。しかし対策を考えるうえでは、まずは自分のパターンを振り返って、ストレス要因とストレス反応を分け、それぞれについて自分なりの傾向を考えることが重要です。

② ストレスチェックなどの自記式ツールは、点数を高くつけがちな人や低くつけがちな人など、それぞれ傾向があります。ある時点で何点かを知るのも重要ですが、自分の傾向を踏まえて、点数の変化にもしっかり注目しましょう。

③ 何がストレスになるか（ストレス要因）、どんな形で問題となって現れるか（ストレス反応）は、人それぞれです。そのため、効果のあるストレス対処法も、非常に個人差が大きく、まずは試しにやってみて、自分に合うものを探していただかなければなりません。新しいことを試すにはエネルギーを要しますから、忙しい時には大変な負担になります。余裕がある時に、やることを探して、試してみてください。

ストレス対処法が一つしかない、何かの事情でそれができなくなることもあります。自分の中の趣味のメニューを増やすイメージで、新しい対処法に取り組んでみましょう。

i 厚生労働省「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～」



# 仕事に役立つ Topics

## 福祉の動きを知ろう



### 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」が公表されました (障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会)

#### 障害者支援施設を取り巻く背景と現状

これまで、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな制度・施策が進められてきました。今後より一層、施設入所者の地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能を確認し、これからの支援の在り方について改めて整理する必要があります。厚生労働省では、入所施設中心の支援から、地域生活を基盤とした支援体制への転換を図るため、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」を設置して議論を重ね、令和7年9月24日に「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」<sup>(※1)</sup> (以下、「議論のまとめ」)を公表しました。

#### 議論のまとめについて

「議論のまとめ」において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿として、以下の4点が挙げられました。

##### (1) 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか、本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要であり、本人にわかりやすい情報を提供するように配慮するとともに、あらゆる場面で選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う必要があるとしました。また、脱施設化ガイドライン<sup>(※2)</sup>を踏まえ、「地域での自立した生活から隔離され、分離されている」や「誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない」、「個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である」といった「施設」の典型的要素を可能な限り減らしていくことに留意する必要もあるとしました。

##### (2) 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域移行に向けた動機づけ支援（グループホームやひとり暮らしをしている障害者の生活状況の見学、ほかの事業所での食事体験、地域活動への参加、買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験等）や地域移行の意向確認等に取り組む必要があるとしました。

##### (3) 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所の受け入れや、施設の有する知識・経験・支援技術等の地域

への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する必要があるとしました。

##### (4) 入所者への専門的支援や生活環境

専門的支援のさらなる推進や重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、特に障害者支援施設において求められているとしました。

また、今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性についても、さまざまな観点から示されました。そのなかのひとつである、待機者ニーズのとらえ方については、施設の待機者の定義や把握方法は自治体間でばらつきがあるため、全国的に統一することは現実的ではないとの指摘もありましたが、実態把握をしている自治体の事例共有やその他の必要な対応等について、引き続き検討していく必要があるとしました。

これらを踏まえ、今後、次期障害福祉サービス報酬改定や「第8期障害福祉計画」（令和9年度～）に係る基本方針の目標設定等に向け、社会保障審議会障害者部会等で議論が継続されます。

#### 社協としての取り組み

社協は、障害のある方やご家族に寄り添いながら、相談支援や見守り、地域のつながりづくり等、さまざまな取り組みを行っています。「議論のまとめ」を踏まえ、今後、社協が実施するサービスや相談支援において、意思決定支援をこれまで以上に推進していく必要があります。

また、地域移行は施設だけで実施できるものではなく、施設入所者が地域で暮らす際、それを受け止める住民の理解と協力が不可欠です。このため、障害がある方々が地域で暮らすことへの理解者を増やすための福祉教育の取り組みが重要になります。さらに、地域へ移行した後も孤立や生活の不安定さが生じないように、障害のある方を受け入れる居場所や参加しやすい環境を地域に整備していくことなどが社協に期待されます。

(※1) 厚生労働省「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」

(※2) 2022年 国連 障害者権利委員会 (CRPD)  
[Guidelines on deinstitutionalization, including in emergencies (2022)]  
([緊急時を含む] 脱施設化ガイドライン)





# 紹介します、地域の居場所

第7回

## 地域共生型の多機能拠点「五福の家」～想いつながる みんなの居場所～

福岡県・福岡市社会福祉協議会

### 「五福の家」に込めた想い

「五福の家」は、地域共生型の多機能拠点として令和7年4月に開設されました。以前、醤油問屋「五福」が営まれてきた土地と建物を福岡市社会福祉協議会(以下、市社協)が譲り受け、地域のために活用してほしいという想いを受け継いだものです。

私たちを取り巻く地域には、家族・社会とのつながりがない方や身寄りがいない方の増加、認知症や障害のある人の生活課題、子どもや子育て世帯の孤立など、さまざまな社会課題が生じています。市社協では、これまでも高齢者の集いの場や子どもの居場所など、多様な居場所づくりに取り組んできましたが、今後はさらに制度や分野、属性、支え手・受け手という関係を越えた多機能拠点が必要ではないかと考えました。

立ち上げにあたっては、近隣の地域住民の声を聞きながら、具体的な取り組みを検討しました。バス停が目の前という好立地にもかかわらず長年空き家であったことから、住民からは「気軽に立ち寄れる場になると安心」「防災倉庫として活用できないか」などさまざまな声があがりました。

これらを踏まえ、「五福の家」では“誰一人取り残さない包摂的な地域共生社会の実現”をビジョンとして掲げました。また、受け継いだ建物の名称「五福」をキーワードに、「交流・生きがい・多様性・おたがいさま・安心」の5つをテーマとして、複合的な機能をもつ福祉拠点として多様な取り組みを進めています。

現在は、みんなの集いの場である「カフェ五福の家」をはじめ、自立援助ホーム、福祉等の関係団体のシェアオフィス、地域の防災倉庫などとして活用し、さまざまな団体や事業所と連携して運営を行っています。

### 想いつながる みんなの居場所として

「カフェ五福の家」は、週3日(火・木・土)オープンしており、運営は福祉の人材育成等に取り組む「福岡福祉向上委員会」と連携して行っています。

カフェの特徴は、誰でも気軽に立ち寄れること。スタッフやお客さん同士の距離が近く、たまたま隣同士になった方がおしゃべりに花を咲かせる光景も見られます。小上がりスペースもあり、子育て中のお母さんが集まったり、学校帰り

の子どもたちが宿題をしたり、就労支援事業所帰りに毎回立ち寄ってくれる方がいるなど、世代や属性を超えた人々の憩いの場になっています。

また、各種ワークショップや、介護・終活などをテーマとした座談会なども開催しています。常連の高齢女性からは「いろいろな人と知り合いになり世界が広がりました」、小学生の男の子からは「ここは2番目の僕の家。とても大事な場所です」といった声もいただいています。

9月には「注文を間違えるかもしれないカフェ五福の家」を開催しました。日頃はお客様である高齢者や障害のある方、子どもたちがスタッフとして働き、注文を間違えても誰もが「まあ、いいか」という寛容な気持ちをもてるような社会を広めるきっかけづくりを目的としました。

今後は、お客様がボランティアとしてスタッフとなったり、地域の方が提案した企画を実現させたり、みんなで一緒に創り上げる居場所にしていきたいと思っています。

### 人や地域との縁をつなぐ拠点でありたい

五福の家は、法律や制度だけでは支えることができない方々の居場所として、ふらっと立ち寄れて、誰かと自然につながるができる場所でありたいと思っています。

また、遺贈によって想いが受け継がれたこの場所で、現在、家具や食器、手作りの雑貨や絵などの寄付を通じてさまざまな想いが集まっています。誰かが寄付したものが、五福の家で活用され、ほかの誰かの喜びに代わる循環を生む拠点として、また地域住民、学生、企業など、多様な人々や団体のプラットフォームとして展開していきたいと考えています。



地域のさまざまな方が  
思い思いに過ごす



「カフェ五福の家」の  
運営スタッフ

### 編集後記

今号の特集では、身寄りのない高齢者等への支援に関する社協の取り組みを紹介しました。いずれの社協も、個別のケースへの支援などから地域の課題としてとらえ、事業を実施しています。「社会福祉協議会基本要項2025」には、社協の活動原則として「民間性の原則」と「連携・協働の原則」があります。地域課題をとらえ、福祉関係者のみならず他分野の関係者と連携・協働していくことがこの身寄りの問題にもつながると考えています。荒尾市社協や豊田市社協のような取り組みが広がることで、権利擁護支援が我が事となる地域づくりが進むと考えます。(後)

### アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。



#### INFORMATION

#### 案内 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 機関誌記事検索

全国社会福祉協議会地域福祉部において発行している機関誌『NORMA(ノーマ)社協情報』、『月刊「ボランティア情報」』の記事を検索することができます。フリーワードのほか、年度・都道府県・カテゴリー別など、さまざまな条件で検索可能です。ぜひご利用ください。

#### 案内 市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターの機能強化を考えるオンラインサロン【第4回】

テーマ:多様な関係者どう知り合い、関係をつくっていくか?

～プラットフォームのつくりかた～

開催日時:令和7年12月22日(月) 14:00～16:00

実施方法:オンライン(zoom)開催 参加費:無料

申込締切:12月12日(金) 17:00

※社協の役職員専用ページより閲覧可能。